

制度内容に関するご質問 Q1 「長期所得補償制度」に加入するメリットは何ですか？

A 本制度は会社制度に合わせ、過不足の無い設計になっております。会社がベースの補償を提供している点や団体割引などがあるため、少ない負担で大きな補償を得られます。

制度内容に関するご質問 Q2 他の保険(生命保険、医療保険、傷害保険)とどこが違うのですか？

A 死亡時を保障する生命保険、病気やケガの治療費を補償する医療保険・損害保険は、日常生活費以外の突発的な出費に備えるためのものであり、一般的に生命保険の保険金は一時金、医療保険・傷害保険の入院給付金の給付限度日数は120日～180日程度と短期間になっています。団体長期障害所得補償は、病気やケガで働けなくなった時に日常生活を維持していくための収入の一部を補償するものです。

制度内容に関するご質問 Q3 いつまで保険金を受け取れますか？

A 最長満65歳の誕生日(3年に満たない場合は最長3年)まで受け取ることができます。精神障害については、無給付期間終了後、最長5年を限度に保険金をお受け取りいただけます。(ただし、主補償のてん補期間を上限とします。)

制度内容に関するご質問 Q4 妊娠による症状や既にかかっている病気は、保険金支払いの対象になりますか？

A 妊娠が原因の障害については保険金は払われません。またこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害については、保険金をお支払いすることができません。これ以外にもお支払いできない事例もありますので詳細は代理店までお問合せ下さい。ただし、初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払いの対象とします。

制度内容に関するご質問 Q5 加入後、保険料は変わりますか？

A 保険期間(1年間)内の変更はありません。保険料は性別・年齢および健康保険法に基づく標準報酬月額によって変動することがあります。更改時の(毎年6月26日)の年齢群の保険料に応じて変わります。

制度内容に関するご質問 Q6 加入プランの変更は、いつでも行うことができますか？

A できません。加入プランの変更は更改時(毎年6月26日)のみに行うことができます。(なお、更改手続きは毎年4月頃行います。)自動継続となっておりますので、変更手続きのお申し出の無い方は、前年と同内容での更新となります。

このパンフレットは団体総合生活保険の団体長期障害所得補償の概要を紹介したものです。ご加入にあたっては必ず重要事項説明書をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明の点がございましたら取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。取扱代理店は引受保険会社との代理店委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。この保険は(株)カネカをご契約者とし、(株)カネカの関連会社と正式な雇用関係にある従業員・常勤役員(保険始期日現在の満年齢が64歳以上の者を除きます。)を被保険者(保険の対象となる方)とする団体総合生活保険の団体契約です。保険証券を請求する権利および保険契約を解約する権利等は原則として(株)カネカが有します。<ご注意> 現在ご加入の方につきましては、表紙記載の募集期間締切日までにご加入者の方から特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、(株)カネカは今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

● お問い合わせ先 ● 取り扱い代理店 カネカ保険センター株式会社

本社(大阪):06-6225-6670 高砂営業所:079-445-2474 滋賀工場:077-578-3751

東京営業所:03-5297-5581 大阪工場:072-653-0503 北海道営業所:0123-33-3336

引受保険会社

<幹事会社>

東京海上日動火災保険株式会社(担当課) マーケット戦略部 地域連携室
〒100-8050 東京都千代田区大手町二丁目6番4号常盤橋タワー
TEL:03-6704-5488

<非幹事会社>

三井住友海上火災保険株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社



カネカ 長期所得補償制度

団体総合生活保険 団体長期障害所得補償

従業員の皆さまへ

長期所得補償制度は、傷病により長期間働けない状態が続き、会社からの給与支給がなくなった後も、収入の減少をカバーすることができる制度です。

この制度は、従業員の皆さまが生活の心配をすることなく療養に専念できる環境を整備し、早期の就労復帰を支援することを目的としています。

募集期間は年に一度ですので是非このタイミングで内容をご確認の上、ご検討ください。

ご加入内容をご確認ください

ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認書)」にそってご確認いただき、記入漏れ・記載誤りがある場合は追記・訂正をお願いいたします。

申込締切日 2025年5月9日(金)まで

保険期間

ご提出先 カネカ保険センター

2025年6月26日午後4時～2026年6月26日午後4時

保険料払込方法:毎月の給与より引き去ります(8月給与より引去開始)

ご家族とも相談のうえ、ライフプランに合わせて
必要な補償を備えてください。

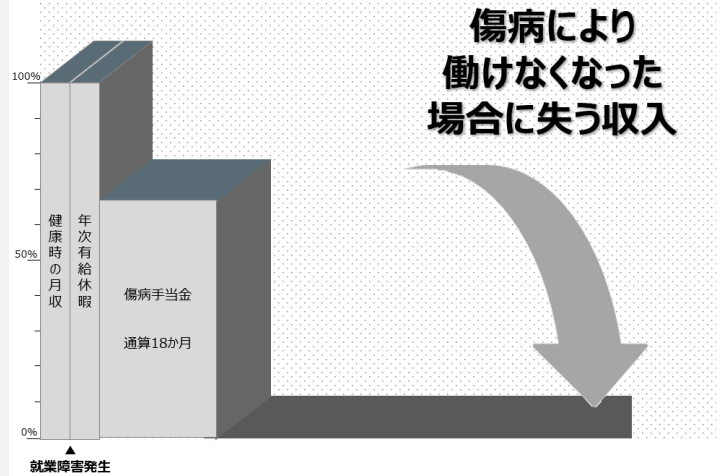
皆

本制度の目的

さまがより安心していきいきと活躍ができるように、当社では長期所得補償制度を導入しています。

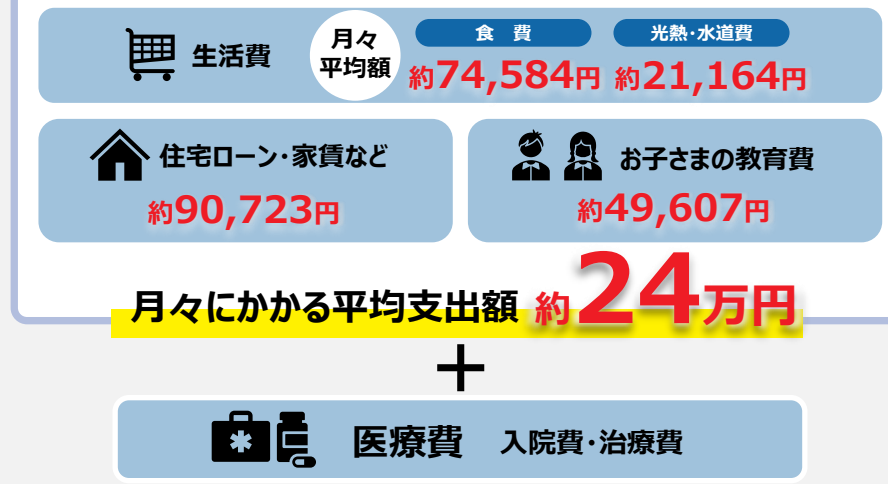
今までの休業補償制度

長期にわたり病気やケガで働けなくなると、収入が減少し、生活を維持することが難しくなってしまいます。



それに加えて…

● 月々の支出例



出展:「平成29年家計調査結果(家計収支編)」(総務省統計局)

収入がなくなっても支出はとまりません!

長期所得補償制度のポイント

1 最長満65歳の誕生日までのロング補償

病気やケガで働けない状態が続く限り退職後も補償が続きます。
※満65歳の誕生日までの期間が3年に満たない場合には最長3年間の補償
※精神障害は無給付期間終了後、最長5年間の補償(主補償のてん補期間を上限)
※てん補期間には無給付期間も含まれます。

2 業務上・業務外に関わらず24時間補償

就業障害の原因となる病気やケガの発生は業務中・業務外・国内外問わず24時間補償対象です。

3 入院中だけでなく自宅療養中も補償対象

入院中に限らず、通院・自宅療養・リハビリテーション中も、保険金支払い条件を満たしている限り補償対象です。

4 特約も充実

- 認知症・メンタル疾患補償特約
無給付期間終了後、最長5年間の補償(主補償のてん補期間を上限)
- 天災危険補償特約

5 支払う保険料は年末調整の対象

他の介護医療保険料控除と合算して所得税については最高40,000円、住民税については最高28,000円が所得金額から控除されます。(2025年1月現在)

6 復職後も引き続き補償可能

職場復帰後も就業障害が残り、就業障害発生直前の月次給与から20%を超える所得の喪失がある場合、その状態が継続する間は所得の喪失割合に応じて補償が継続します。

7 保険金は全額非課税

全員加入も(会社補償分)任意加入も受け取る保険金は全額非課税で受け取ることが出来ます。(2025年1月現在)

長

長期所得補償制度とは?

長期所得補償制度は病気やケガで働けなくなった時の収入を守る制度です。

会社補償 (全員加入制度)

全社員が平等に恩恵を受けられます。

病気やケガにより働けない状態が続き、免責期間終了後から標準報酬月額10% (最初の18か月間は40%) が満65歳の誕生日まで補償されます。所定の精神障害の場合も補償されます。

個人負担 (任意上乘せプラン)

個人のライフプランに合わせて補償を設計できます。

会社補償に上乘せる形で、ご自身で保険料を負担して3つのプランから必要な補償をお選びいただけます。団体割引(25%)の適用により割安な保険料で加入することができます。



保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

※実際にご加入いただく場合の保険料につきましては、加入依頼書をご確認いただき、ご不明な点や詳細につきましては、代理店にお問い合わせください。

※保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)、性別および支払基礎所得額によって異なります。

※標準報酬月額 = 健康保険法上の標準報酬月額